化 審 法 の 施 行 状 況
（令和５年度）

令和６年６月２１日

経済産業省製造産業局
化学物質管理課化学物質安全室

目 次

１．化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要 …… 3
化審法の体系 …… 4

２．新規化学物質の届出・申出及び事前審査の状況

新規化学物質の届出件数の推移 …… 6
新規化学物質の用途別届出状況（令和５年度） …… 7
新規化学物質の用途別届出件数の推移 …… 8
新規化学物質の判定結果の内訳（令和５年度） …… 10
低生産量新規化学物質の確認申出件数の推移 …… 11
低生産量新規化学物質の用途別確認申出状況（令和５年度） …… 12
少量新規化学物質申出件数の推移 …… 13
少量新規化学物質の用途別申出状況（令和５年度） …… 14
中間物・閉鎖系等用途・輸出専用品の確認件数の推移 …… 15
中間物・輸出専用品の確認件数の推移 …… 16
少量中間物等制度における確認件数の推移 …… 17
低懸念高分子化合物の確認申出件数の推移 …… 18

３．上市後の化学物質の継続的なリスク評価

一般化学物質の製造・輸入実績の届出 …… 20
優先評価化学物質の詳細な用途別出荷量等の把握 …… 21
化審法スクリーニング評価・リスク評価の全体像 …… 22
有害性情報の報告状況 …… 23

４．化学物質の性状等に応じた規制措置

第一種特定化学物質の新たな指定（ＰＯＰｓ条約対応） …… 25
第二種特定化学物質の新たな指定 …… 26
監視化学物質の製造・輸入数量の推移 …… 27
第二種特定化学物質の出荷数量の推移 …… 28

１．化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要

目的

○人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止。

概要

○新規化学物質の事前審査
→新たに製造・輸入される化学物質に対する事前審査制度

○上市後の化学物質の継続的な管理措置
→製造・輸入数量の把握（事後届出）、有害性情報の報告等に基づくリスク評価・管理

○化学物質の性状等（分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況）に応じた規制措置
→性状等に応じて「第一種特定化学物質」、「第二種特定化学物質」等に指定
→製造・輸入予定数量の把握、有害性調査指示、製造・輸入許可、使用制限等

化審法の体系

○上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止。

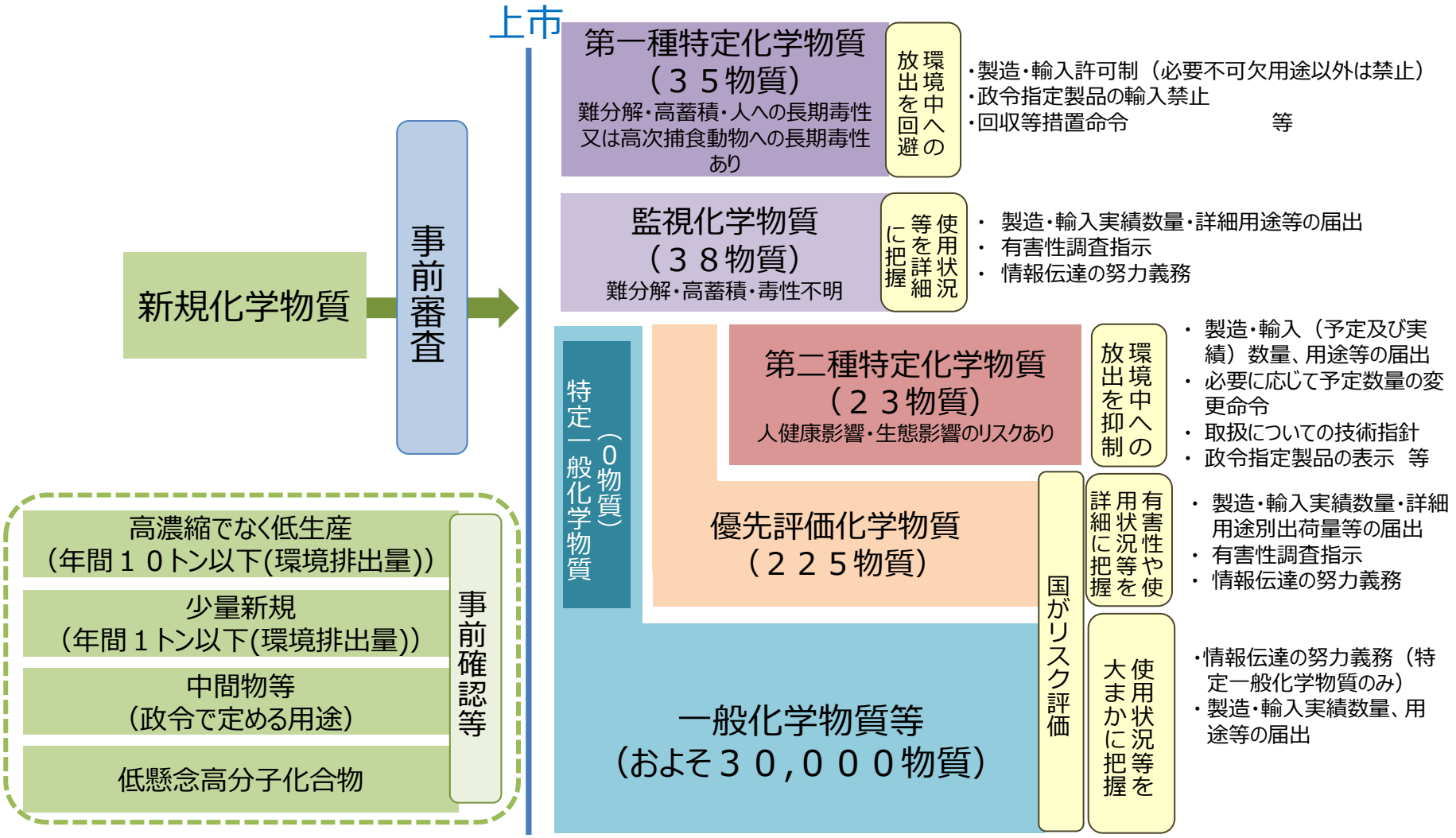

※物質数は令和６年４月１日時点のもの

２．新規化学物質の届出･申出及び事前審査の状況

新規化学物質の届出件数の推移

◎各年度の届出件数：当該年度中に判定を通知した届出件数（化審法第３条第１項に基づく届出）の合計を指す。

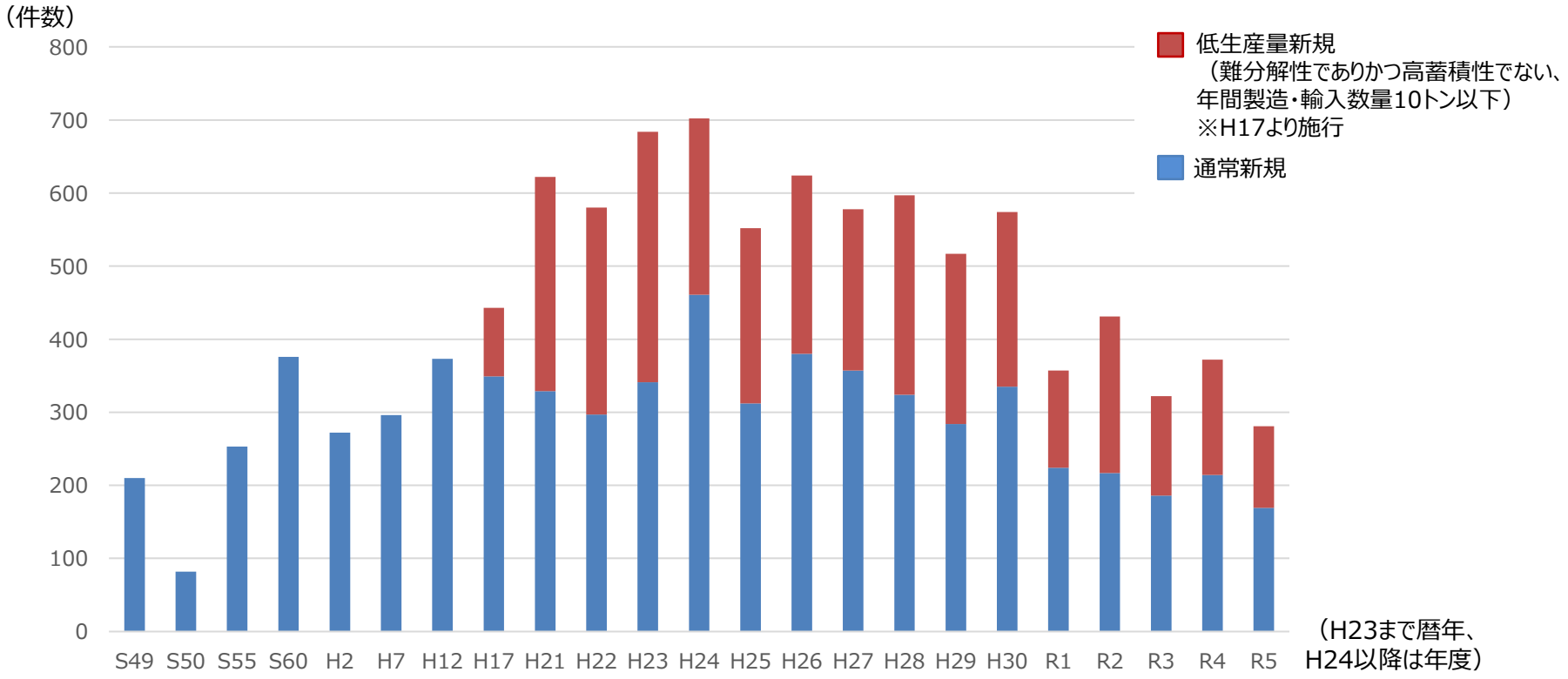

（単位：件）

	S49	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
通常新規	210	82	253	376	272	296	373	349	329	297	341	461	312	380	357	324	284	335	224	217	186	214	169
低生産量新規	–	–	–	–	–	–	–	94	293	283	343	241	240	244	221	273	233	239	133	214	136	158	112
合 計	210	82	253	376	272	296	373	443	622	580	684	702	552	624	578	597	517	574	357	431	322	372	281

（H23年まで暦年、H24以降は年度）

新規化学物質の用途別届出状況（令和５年度）

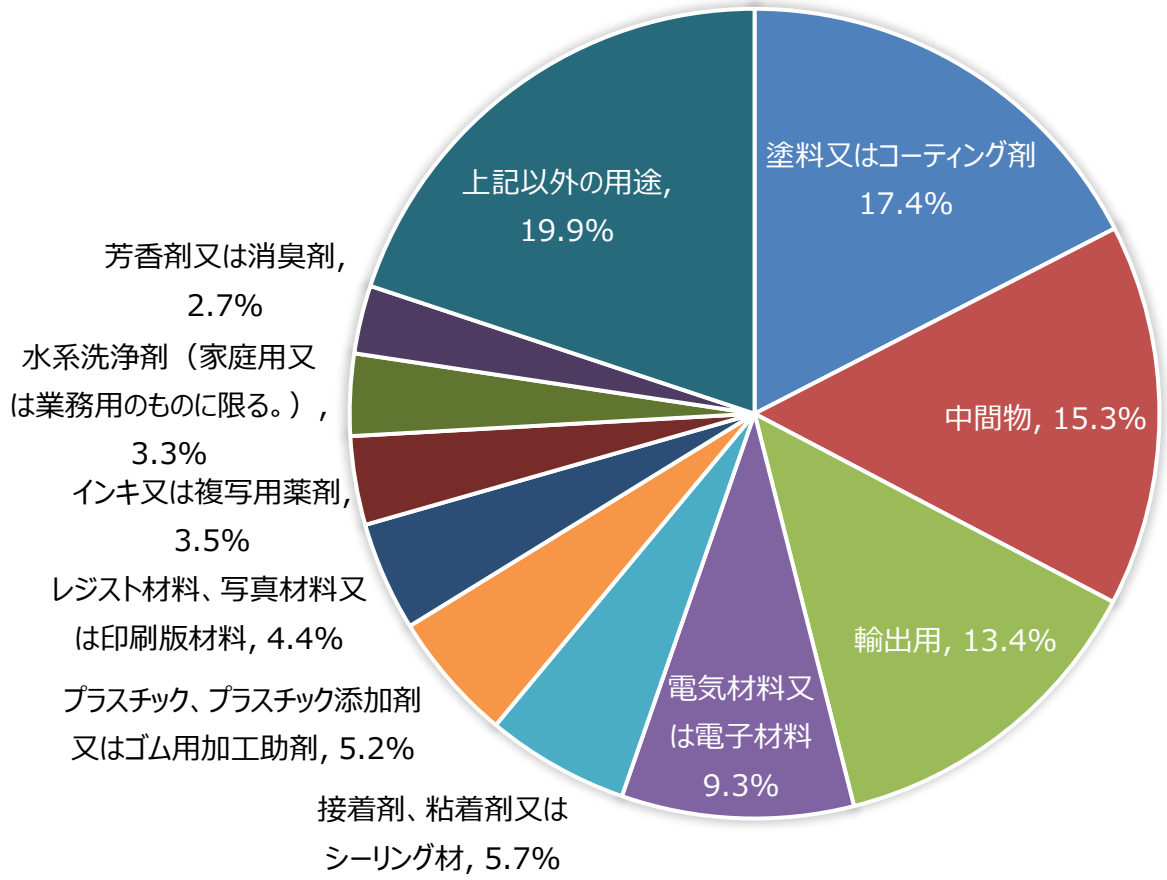

用途	件数	割合
塗料又はコーティング剤	64	17.4%
中間物	56	15.3%
輸出用	49	13.4%
電気材料又は電子材料	34	9.3%
接着剤、粘着剤又はシーリング材	21	5.7%
プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤	19	5.2%
レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	16	4.4%
インキ又は複写用薬剤	13	3.5%
水系洗浄剤（家庭用又は業務用のものに限る。）	12	3.3%
芳香剤又は消臭剤	10	2.7%
上記以外の用途	73	19.9%
合　計	367	100.0%

※１つの物質に複数の用途がある場合、それぞれの用途において件数をカウントしている。

新規化学物質の用途別届出件数の推移（１／２）

（単位：件）

用途番号	用途	H27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	小計
101	中間物	74	107	117	136	65	79	59	74	56	767
102	塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤	4	1	0	0	0	1	2	1	4	13
103	接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤	0	1	0	0	1	1	0	2	0	5
104	金属洗浄用溶剤	0	0	2	3	0	0	3	0	2	10
105	クリーニング洗浄用溶剤	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
106	その他の洗浄用溶剤（104及び105に掲げるものを除く。）	0	1	1	2	0	0	3	0	0	7
107	工業用溶剤 （102から106までに掲げるものを除く。）	3	0	1	3	2	0	2	0	6	17
108	エアゾール用溶剤又は物理発泡剤	0	0	0	1	0	0	0	2	0	3
109	その他の溶剤（102から108までに掲げるものを除く。）	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
110	化学プロセス調節剤	11	14	16	10	9	12	7	16	7	102
111	着色剤（ 染料、顔料、色素、色材等に用いられるものをいう。）	4	6	12	11	4	3	3	10	2	55
112	水系洗浄剤（ 工業用のものに限る。）	2	6	2	0	4	1	1	0	4	20
113	水系洗浄剤（ 家庭用又は業務用のものに限る。）	7	2	5	3	14	29	30	9	12	111
114	ワックス（ 床用、自動車用、皮革用等のものをいう。）	0	8	1	4	0	0	0	1	0	14
115	塗料又はコーティング剤	88	86	69	79	37	53	54	73	64	603
116	インキ又は複写用薬剤	35	38	34	40	22	12	22	27	13	243
117	船底塗料用防汚剤又は漁網用防汚剤	0	0	3	0	0	1	1	0	0	5
118	殺生物剤（ 成形品に含まれるものに限る。）	2	2	1	5	0	0	1	0	0	11
119	殺生物剤（ 工業用のものであって、成形品に含まれるものを除く。）	1	0	1	1	0	1	2	0	0	6
120	殺生物剤（ 家庭用又は業務用のものに限る。）	1	4	0	3	0	2	3	3	0	16
121	火薬類、化学発泡剤又は固形燃料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
122	芳香剤又は消臭剤	30	32	29	14	9	20	22	7	10	174
123	接着剤、粘着剤又はシーリング材	53	31	40	75	31	26	19	39	21	335
124	レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	42	34	33	35	38	43	34	40	16	315
125	合成繊維又は繊維処理剤	13	13	9	7	7	2	7	0	7	65
126	紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品	4	1	0	1	4	11	2	6	6	35

新規化学物質の用途別届出件数の推移（２／２）

（単位：件）

用途番号	用途	H27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	小計
127	プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤	41	19	30	32	32	29	15	23	19	240
128	合成ゴム、ゴム用添加剤又はゴム用加工助剤	20	5	14	19	14	12	8	9	2	103
129	皮革処理剤	0	1	0	3	1	0	0	0	0	5
130	ガラス、ほうろう又はセメント	0	0	1	1	0	3	1	0	0	6
131	陶磁器、耐火物又はファインセラミックス	2	0	1	1	1	0	1	1	2	9
132	研削砥石、研磨剤、摩擦材又は固体潤滑剤	1	2	0	0	0	0	1	0	0	4
133	金属製造加工用資材	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
134	表面処理剤	4	9	7	4	1	6	6	2	5	44
135	溶接材料、ろう接材料又は溶断材料	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
136	作動油、絶縁油又は潤滑油剤	13	13	14	8	18	26	6	2	8	108
137	金属等加工油又は防錆油	0	0	1	0	0	0	2	2	0	5
138	電気材料又は電子材料	104	144	81	92	70	99	41	67	34	732
139	電池材料（ 一次電池又は二次電池に用いられるものに限る。）	13	11	3	9	7	9	0	4	3	59
140	水処理剤	1	1	2	7	1	1	3	1	3	20
141	乾燥剤又は吸着剤	0	0	1	0	1	0	2	1	0	5
142	熱媒体	0	0	1	3	0	0	0	1	6	11
143	不凍液	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
144	建設資材又は建設資材添加物	1	2	4	4	2	2	0	2	0	17
145	散布剤又は埋立処分前処理薬剤	1	0	0	0	0	2	1	0	1	5
146	分離又は精製プロセス剤	0	2	0	0	0	1	1	0	0	4
147	燃料又は燃料添加剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
198	その他の原料、その他の添加剤	3	0	0	0	0	1	1	0	4	9
199	輸出用	0	1	7	5	53	63	61	93	49	332
	合　計	624	597	543	624	451	551	427	519	367	4704

新規化学物質の判定結果の内訳（令和５年度）

（単位：件）

第１号（難分解性かつ高蓄積性かつ人健康影響の疑い又は生態影響あり）	0
第２号（難分解性かつ人健康影響の疑いあり（高蓄積性でない））	18
第３号（難分解性かつ生態影響あり（高蓄積性でない））	8
第４号（難分解性かつ人健康影響の疑いあり・生態影響あり（高蓄積性でない））	32
第５号（良分解性又は難分解性かつ人健康影響の疑いなし・生態影響なし）	111
うち、良分解であることによるもの	14
うち、（分蓄＋スク毒）によるもの	17
うち、（高分子FS）によるもの	80
低生産量（難分解性（高蓄積性でない））	112
合計	281
うち、特定新規（人健康影響）	8
うち、特定新規（生態影響）	1

低生産量新規化学物質の確認申出件数の推移

◎各年度の確認申出件数：当該年度中に低生産量新規化学物質の数量確認を行った申出件数（化審法第５条第４項に基づく申出）の合計を指す。

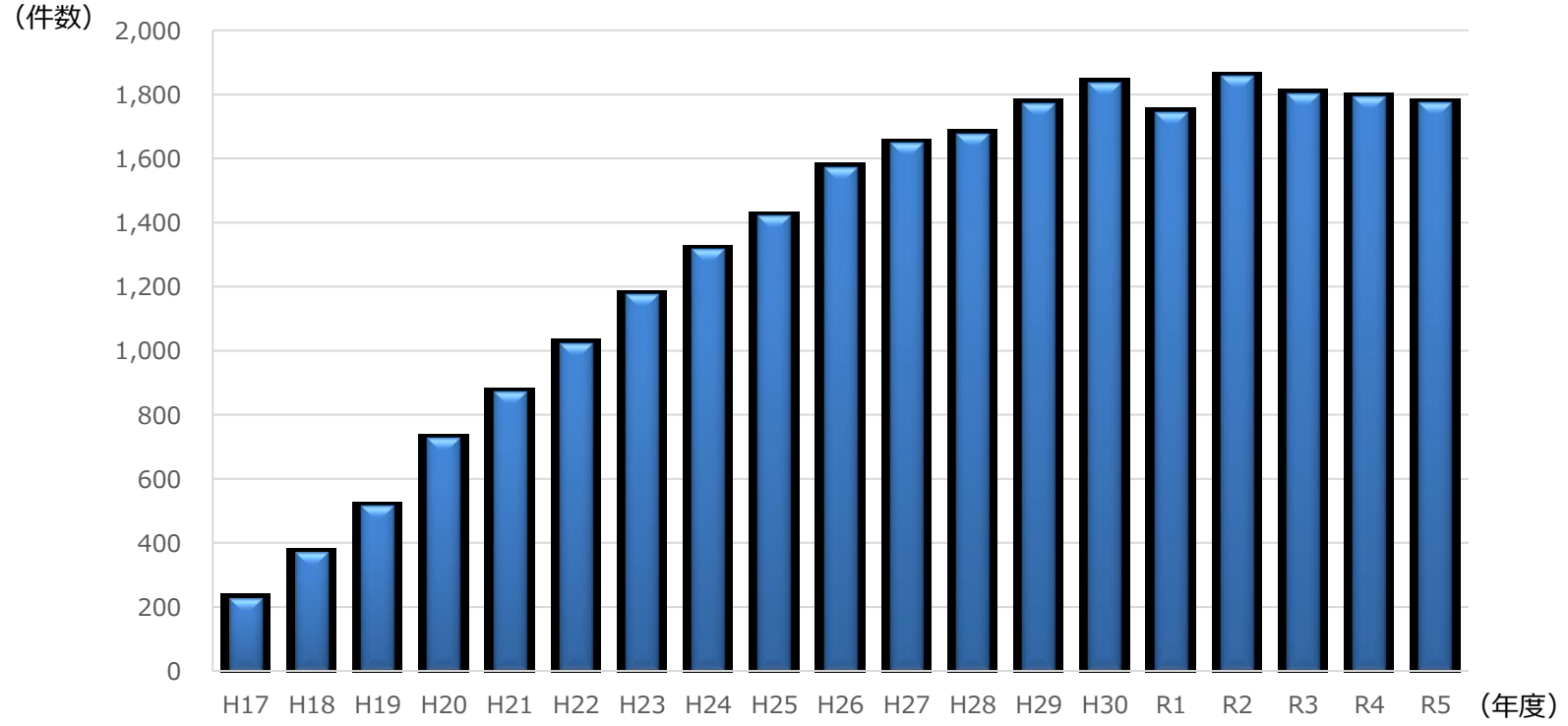

（単位：件）

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	227	371	515	727	871	1,023	1,175	1,316	1,421	1,573	1,648

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	1,677	1,773	1,837	1,745	1,858	1,803	1,793	1,774

低生産量新規化学物質の用途別確認申出状況（令和５年度）

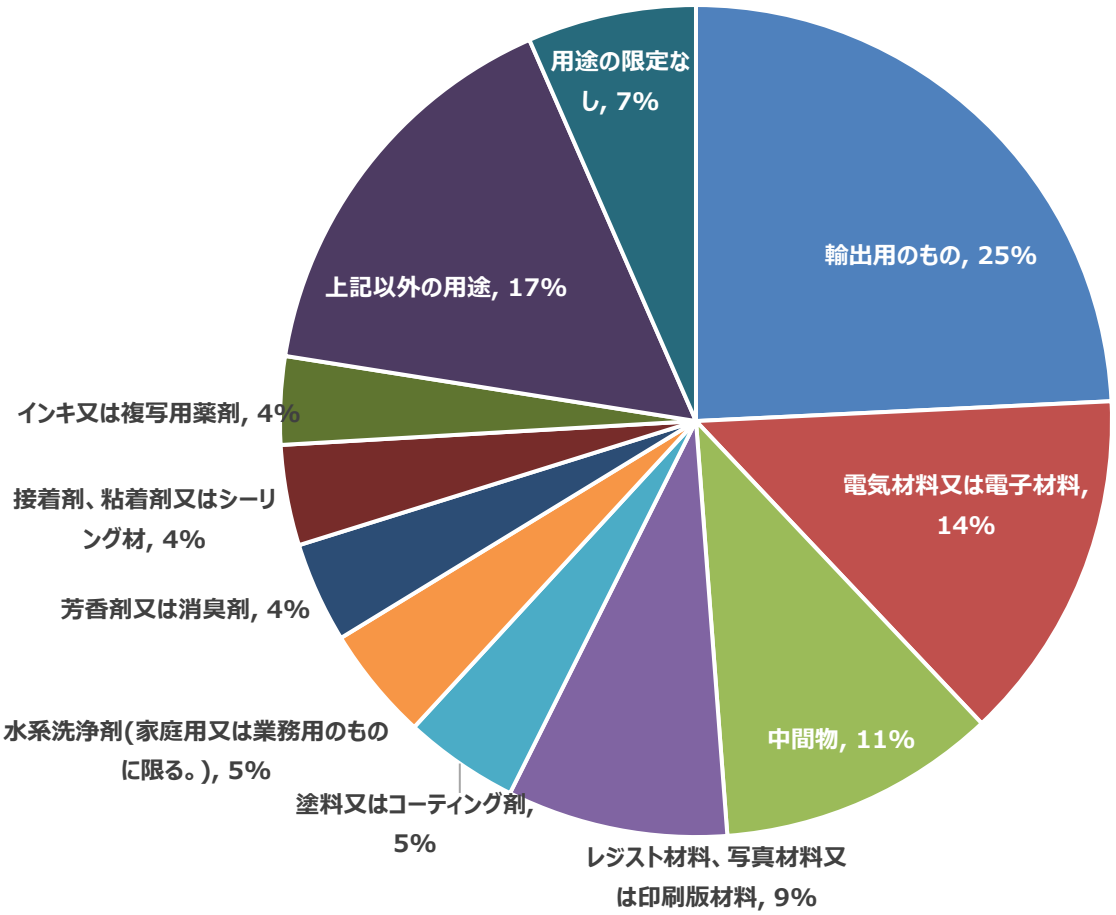

用途分類	件数	割合
輸出用のもの	695	25%
電気材料又は電子材料	393	14%
中間物	311	11%
レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	246	9%
塗料又はコーティング剤	128	5%
水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限る。)	127	4%
芳香剤又は消臭剤	112	4%
接着剤、粘着剤又はシーリング材	112	4%
インキ又は複写用薬剤	98	4%
上記以外の用途	457	17%
用途の限定無し	188	7%
合計	2,769	

※１つの物質に複数の用途がある場合、それぞれの用途において件数をカウントしている。

少量新規化学物質の申出件数の推移

◎各年度の申出件数：少量新規化学物質の数量確認を受けるために、当該年度中に提出された申出件数（化審法第３条第１項第５号に基づく申出）の合計を指す（申出には、同一物質のものを含む。）。

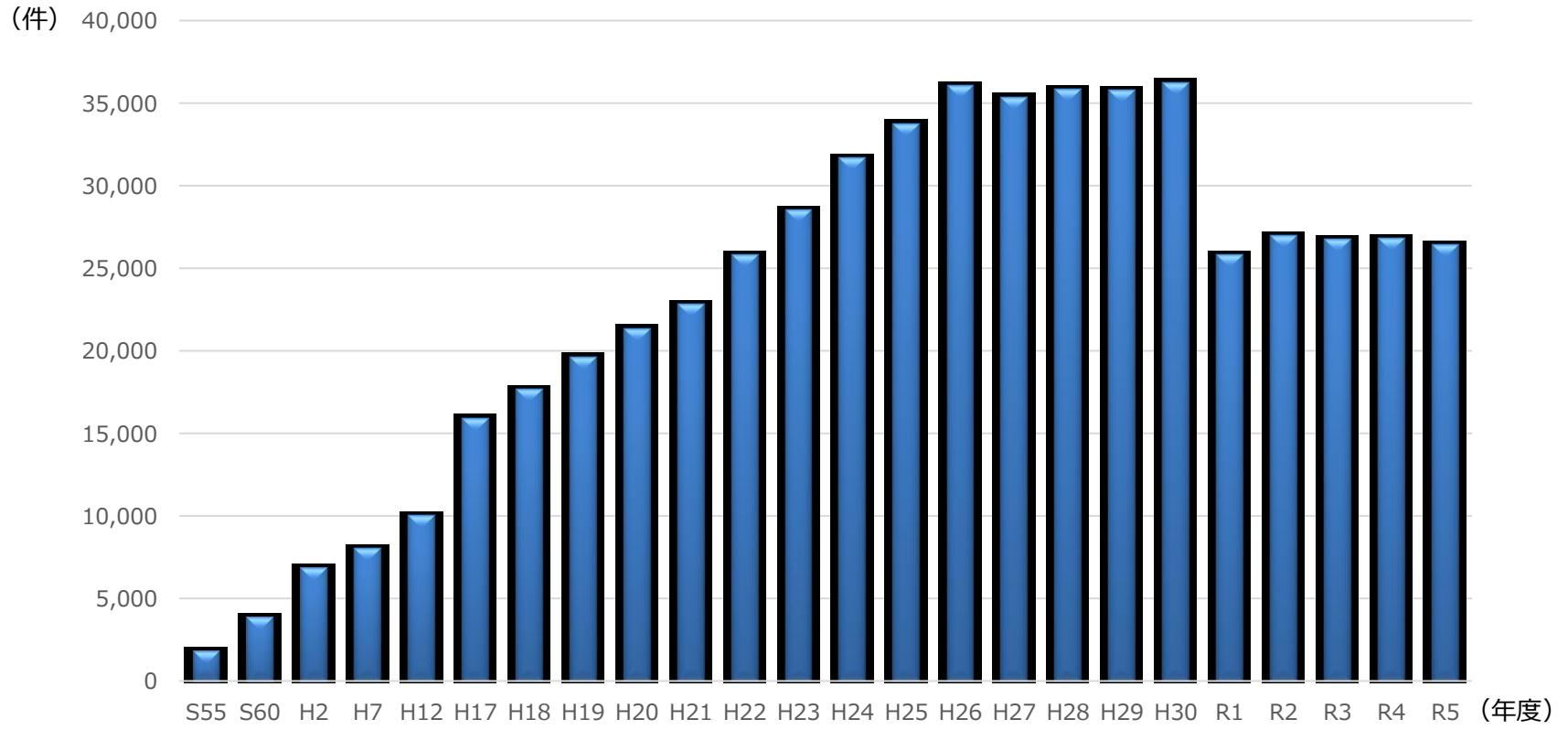

（単位：件）

年度	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
件数	1,833	3,893	6,848	8,050	10,032	15,923	17,684	19,641	21,355	22,827	25,815	28,519

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	31,672	33,766	36,052	35,360	35,848	35,781	36,254	25,801	26,977	26,739	26,817	26,438

少量新規化学物質の用途別申出状況（令和5年度）

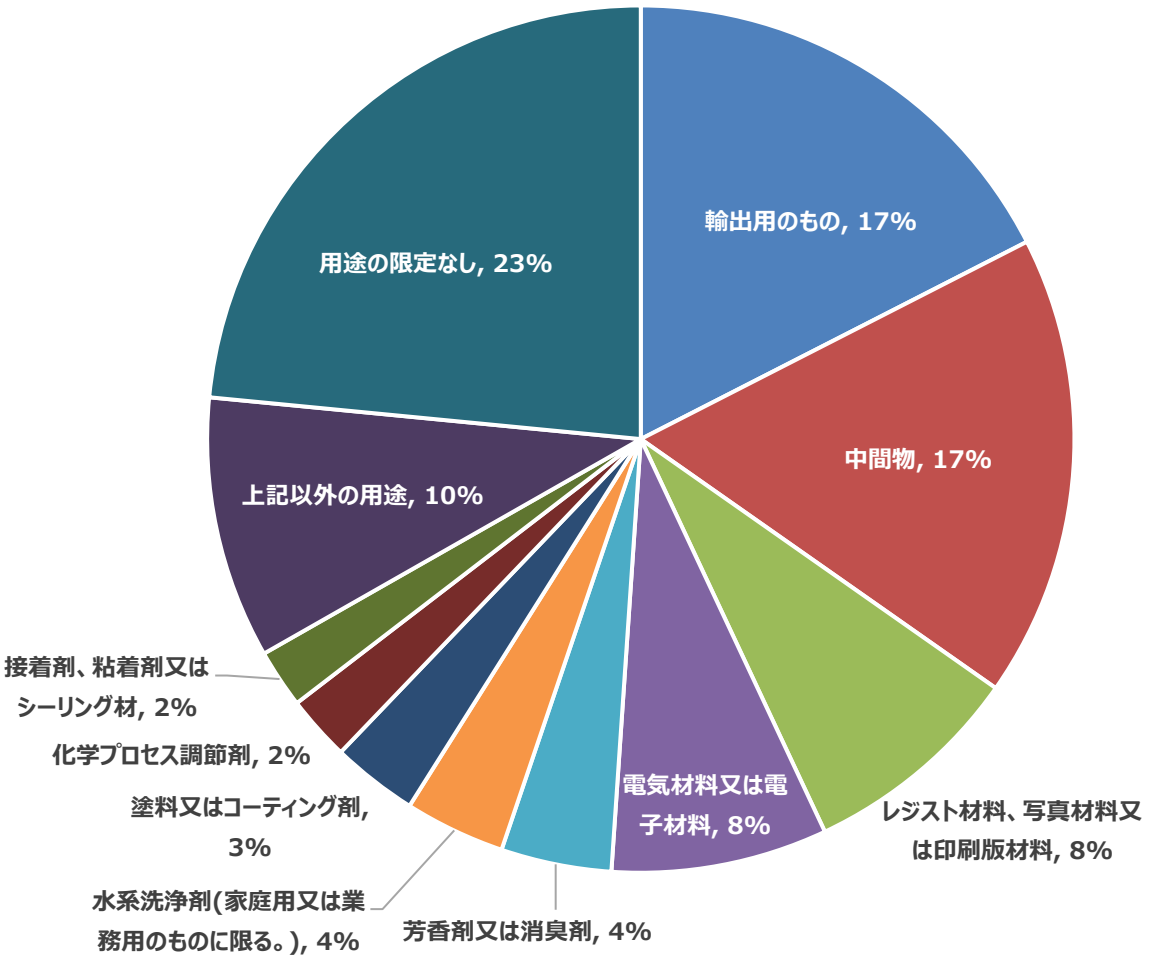

用途分類	件数	割合
輸出用のもの	5,844	17%
中間物	5,770	17%
レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	2,770	8%
電気材料又は電子材料	2,695	8%
芳香剤又は消臭剤	1,378	4%
水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限る。)	1,254	4%
塗料又はコーティング剤	1,072	3%
化学プロセス調節剤	809	2%
接着剤、粘着剤又はシーリング材	730	2%
上記以外の用途	3,268	10%
用途の限定無し	7,844	23%
合計	33,434	

※１つの物質に複数の用途がある場合、それぞれの用途において件数をカウントしている。

中間物・閉鎖系等用途・輸出専用品の確認件数の推移

（件数）

年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
中間物		**106**	**147**	**128**	**175**	**130**	**165**	**207**	**212**	**217**	**173**	**190**	**171**	**92**	**107**	**113**	**114**	**92**	**93**	**86**	**82**
	製造	60	69	56	70	63	68	99	82	76	54	64	51	29	37	45	52	38	34	35	31
	輸入	46	78	72	105	67	97	108	130	141	119	126	120	63	70	68	62	54	59	51	51
閉鎖系		**6**	**1**	**2**	**0**	**2**	**3**	**8**	**6**	**5**	**2**	**2**	**2**	**4**	**5**	**4**	**1**	**5**	**0**	**1**	**1**
	製造	1	1	1	0	2	2	2	2	1	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	1
	輸入	5	0	1	0	0	1	6	4	4	2	1	2	4	3	3	1	5	0	1	0
輸出専用品		**46**	**52**	**41**	**50**	**44**	**39**	**51**	**48**	**41**	**22**	**44**	**84**	**23**	**20**	**34**	**19**	**24**	**21**	**21**	**19**
	製造	26	34	39	41	37	39	40	40	40	21	44	33	22	18	31	19	23	20	19	15
	輸入	20	18	2	9	7	0	11	8	1	1	0	0	1	2	3	0	1	1	2	4
合計		**158**	**200**	**171**	**225**	**176**	**207**	**266**	**266**	**263**	**197**	**236**	**257**	**119**	**132**	**151**	**134**	**121**	**114**	**108**	**102**
	製造	87	104	96	111	102	109	141	124	117	75	109	84	51	57	77	71	61	54	54	47
	輸入	71	96	75	114	74	98	125	142	146	122	127	122	68	75	74	63	60	60	54	55

中間物・輸出専用品の確認件数の推移

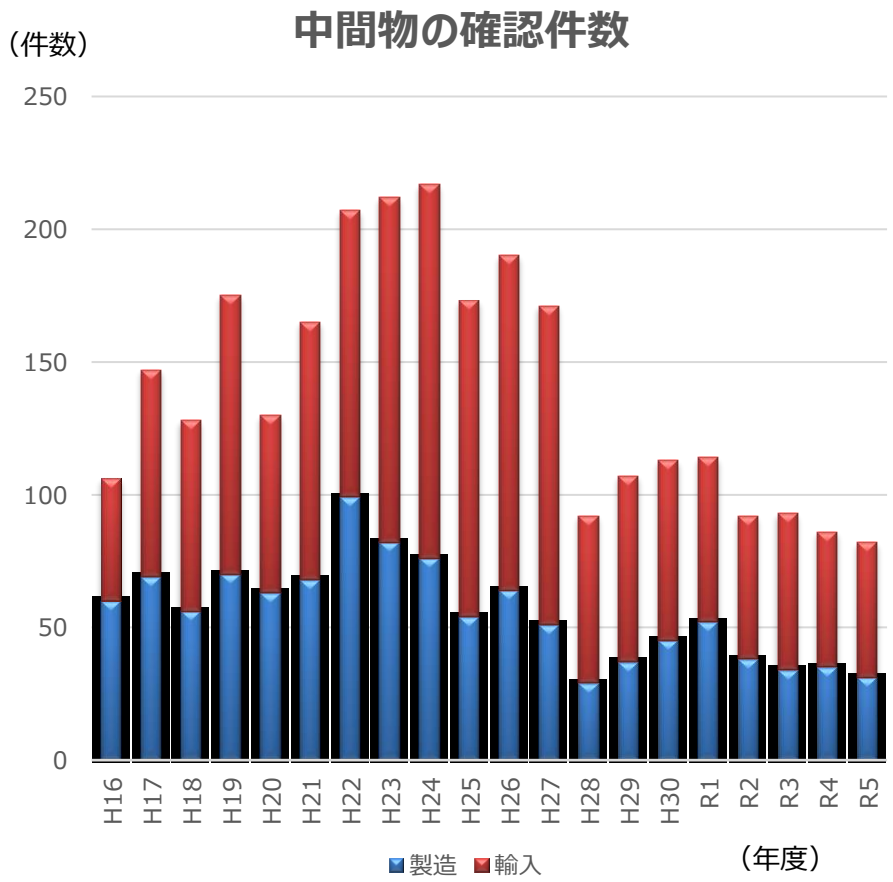

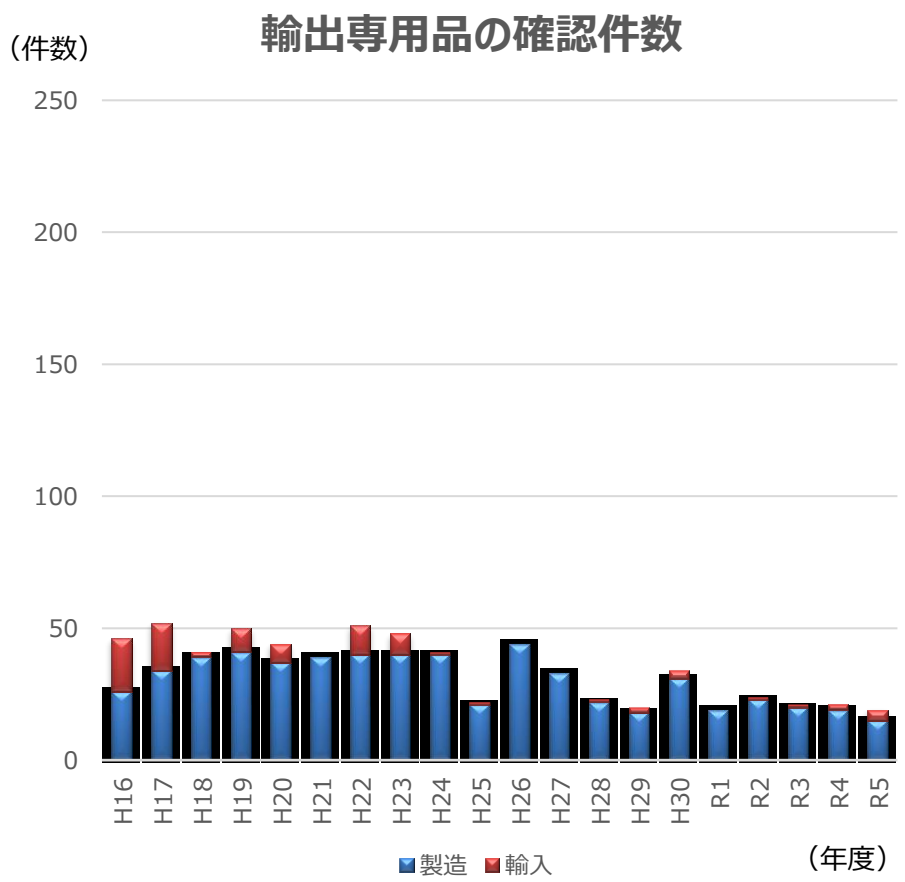

【平成16～令和5年度の確認状況】
★申出確認件数：3,552件（少量中間物含む件数：4,880件）
★取消・とりやめ（変更による取消は除く）：1,763件

少量中間物等制度における確認件数の推移

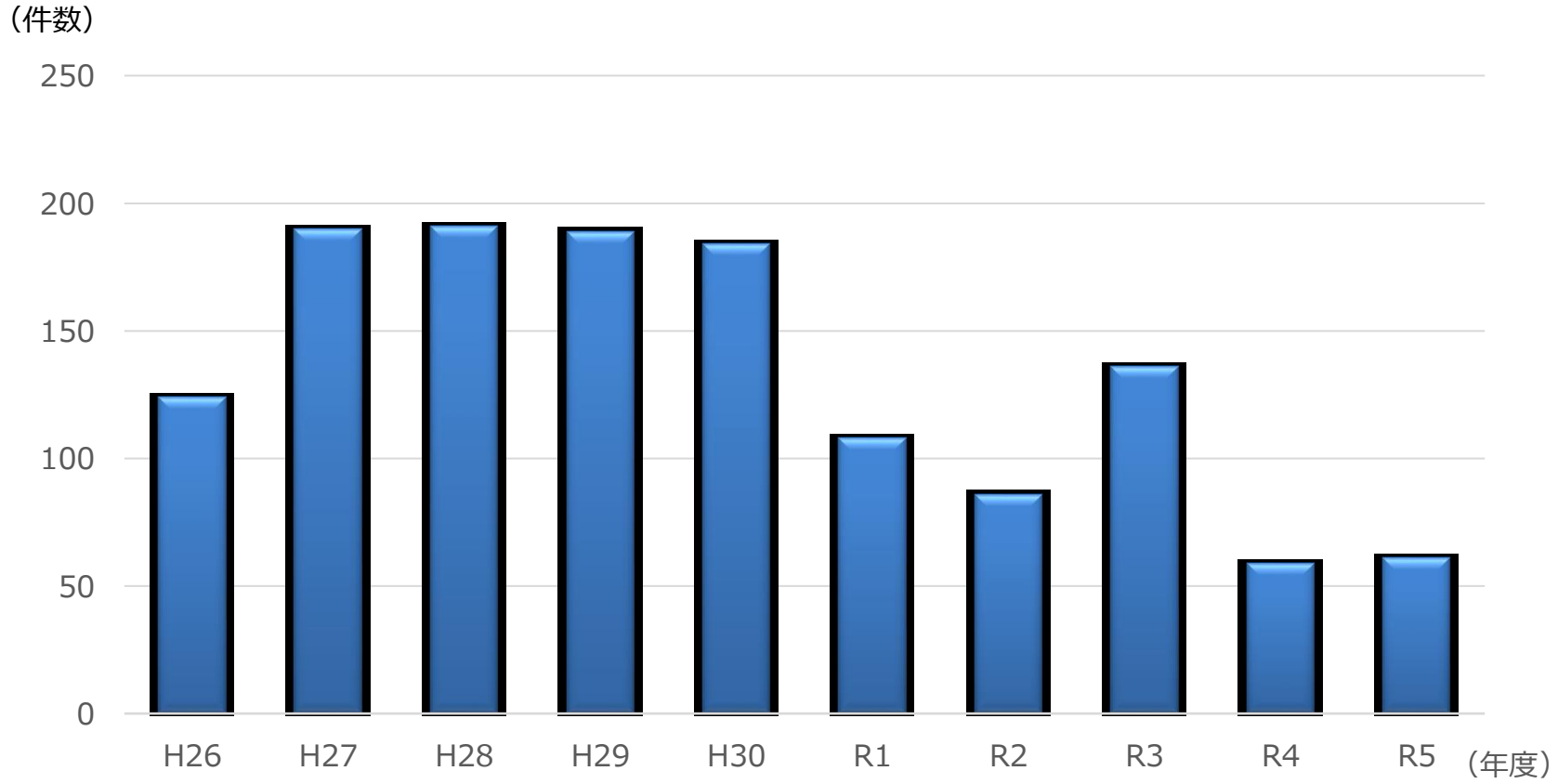

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
確認件数	124	190	191	189	184	108	86	136	59	61

（参考）少量中間物等制度
１社あたり１年間に１ｔ以下の新規化学物質を中間物あるいは輸出専用品として製造・輸入する場合、提出資料を簡素化できる。平成26年10月より制度新設。

低懸念高分子化合物の確認申出件数の推移

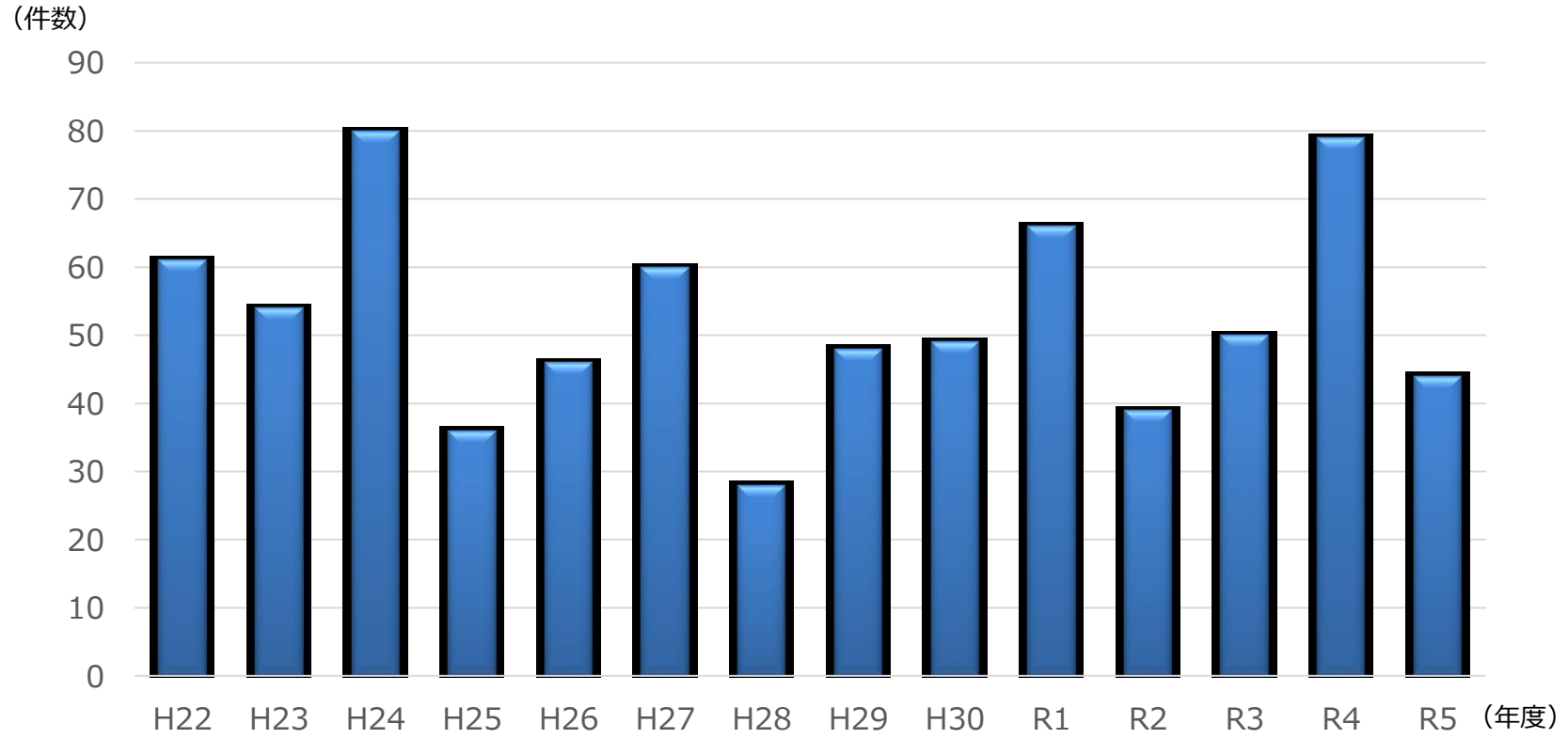

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	61	54	80	36	46	60	28	48	49	66	39	50	79	44

◎各年度の確認申出件数：当該年度中に低懸念高分子化合物の確認を行った申出件数（化審法第３条第１項第６号に基づく申出）の合計を指す。

※平成22年度より制度新設

３．上市後の化学物質の継続的なリスク評価

一般化学物質の製造・輸入実績の届出

実績年度	届出件数	届出者数	物質数
H22	31,301件	1,422社	6,813
H23	29,938件	1,406社	7,067
H24	28,883件	1,361社	6,728
H25	28,357件	1,348社	6,673
H26	28,365件	1,341社	6,700
H27	28,401件	1,336社	6,649
H28	28,344件	1,370社	6,653
H29	28,605件	1,346社	6,737
H30	30,483件	1,340社	6,621
R 1	27,761件	1,306社	6,552
R 2	27,598件	1,314社	6,423
R 3	30,405件	1,303社	6,416
R 4	28,298件	1,309社	6,356

○平成22 年度実績から、一般化学物質を年間１トン以上製造・輸入した事業者に対し、その数量の届出義務を課す制度を導入。

○本届出実績を集計・公表するとともに、スクリーニング評価に活用。

＊化審法一部改正に伴う運用の見直しにより、平成30年度実績から、一般化学物質等の届出単位を変更。複数の官報整理番号で表される塩やブロック重合物等については届出物質数から除外して公表。

届出物質の数量分布（令和４年度実績）

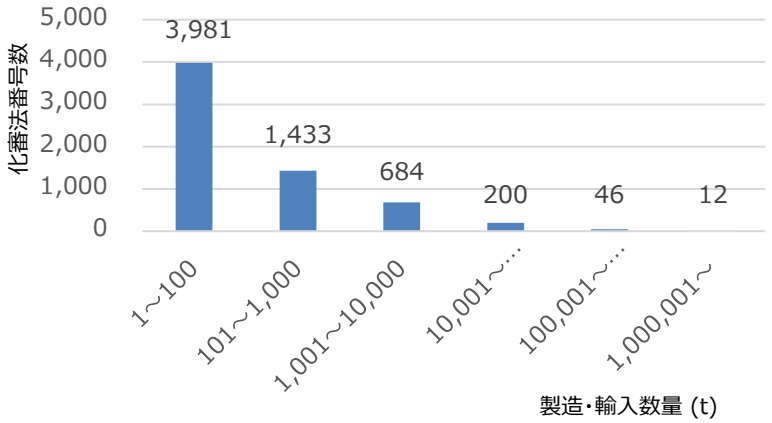

届出物質の用途分布（令和４年度実績）

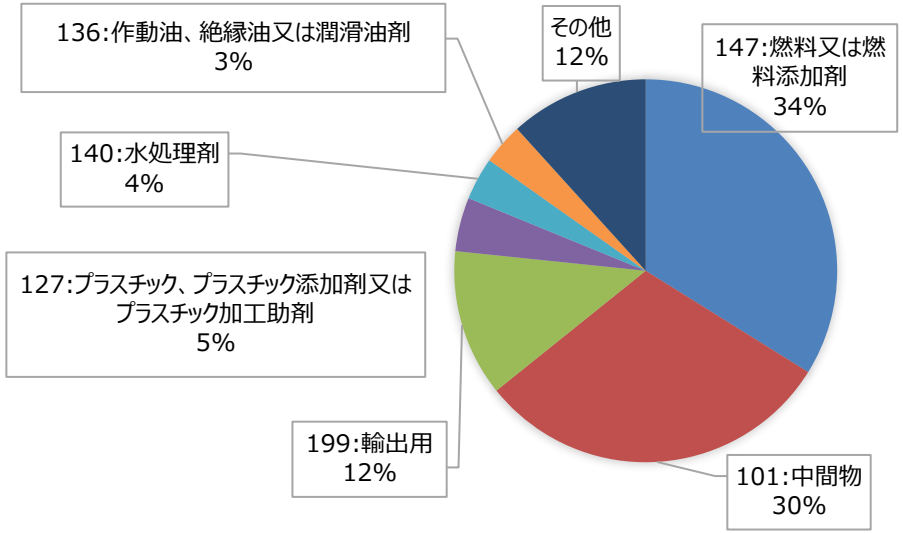

（注）リスク評価を行う必要がないものとして指定された化学物質は届出不要としている。

優先評価化学物質の詳細な用途別出荷数量等の把握

実績年度	届出件数	事業者数
H22	854件	349社
H23	1,049件	402社
H24	1,733件	481社
H25	1,997件	556社
H26	2,177件	564社
H27	2,452件	587社
H28	2,472件	587社
H29	2,701件	606社
H30	3,150件	626社
R 1	3,368件	631社
R 2	3,406件	652社
R 3	3,318件	624社
R 4	3,363件	636社

○優先評価化学物質については、年間1トン以上製造・輸入した事業者に対し、都道府県別詳細用途別出荷数量などについて届出義務が課されている。

○本届出実績を集計・公表するとともに、リスク評価に活用。

一般化学物質と優先評価化学物質の届出内容の違い

	一般化学物質	優先評価化学物質
製造場所	–	事業所名、所在地
製造・輸入数量	年間の製造・輸入数量	都道府県ごとの年間製造数量 国・地域別輸入数量
出荷数量	用途分類別	都道府県別かつ詳細用途分類別
用途分類	約５０分類	約２８０分類

化審法スクリーニング評価・リスク評価の全体像

- 一般化学物質についてスクリーニング評価を実施し、リスクが十分に低いと判断できないものを優先評価化学物質として指定。
- 優先評価化学物質に指定されたものについて、各種データを用いて詳細にリスクを評価。リスクありと評価された化学物質は、第二種特定化学物質に指定し、リスク低減のための対策を推進。

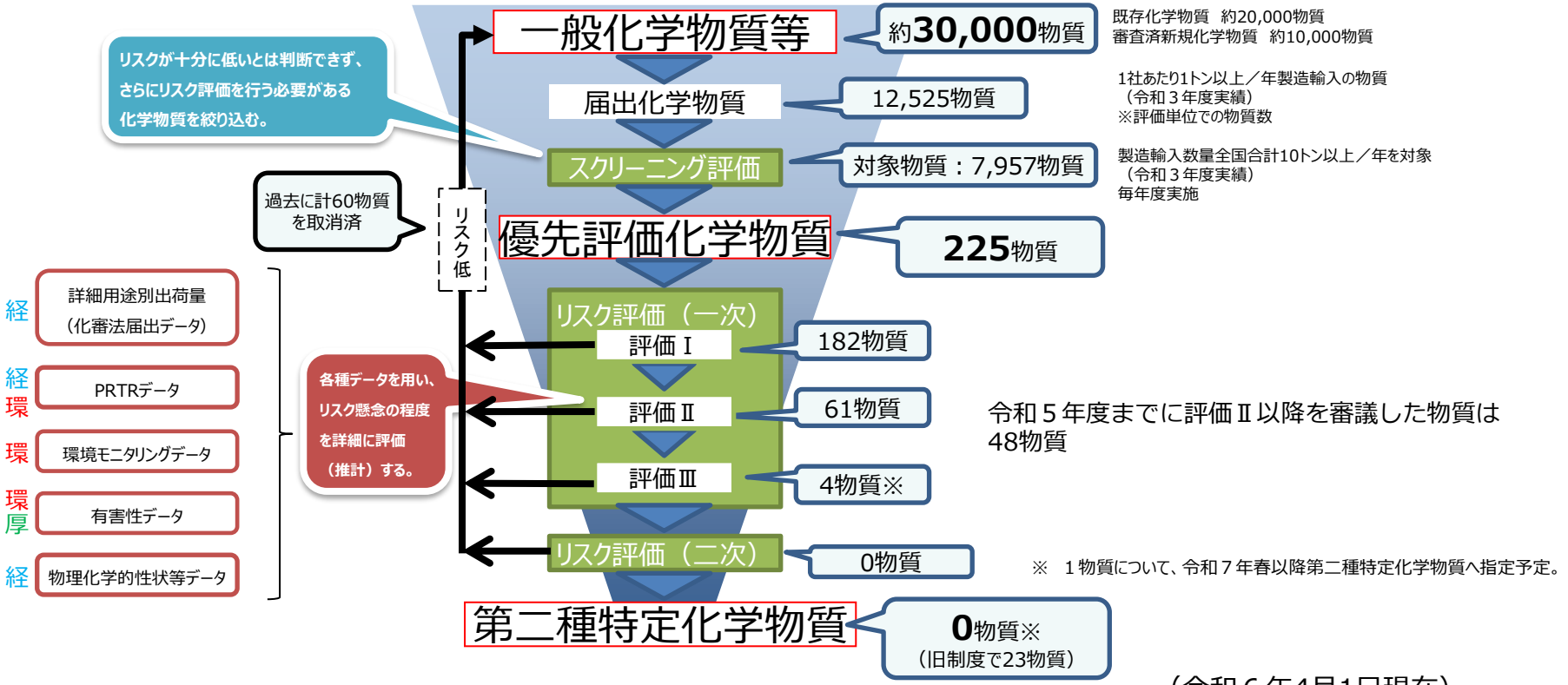

（令和６年4月1日現在）

有害性情報の報告状況

○化学物質の製造・輸入事業者※は、当該化学物質に関し、化審法の審査項目に関する試験等を通じて、難分解性、高蓄積性、人や動植物に対する毒性など一定の有害性を示す知見を得たときは、化審法第41条に基づき、国へ報告することが義務づけられている。
※低生産量や少量新規化学物質の確認を受けた新規化学物質を製造・輸入している者を含む。

有害性情報の報告件数

（年度）	R1	R2	R3	R4	R5
分解性	80	80	97	56	75
蓄積性	3	1	2	1	1
物化性状	9	3	11	5	9
人毒性	47	43	66	41	60
生態毒性	18	41	56	29	28
合計	157	168	232	132	173

※事業者からの報告日を元に集計。
※新規化学物質の届出のために得た試験結果に関する報告・化審法第41条に該当しない任意報告を含む。

４．化学物質の性状等に応じた規制措置

第一種特定化学物質の新たな指定（ＰＯＰｓ条約対応）

○ 下記の物質については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）に基づき国際的に化学製造・使用を原則禁止（廃絶）とすることが決定したことを受け、化審法施行令（政令）を改正し、これらの化学物質を化審法の第一種特定化学物質に指定する予定。

（政令改正スケジュール）

〈PFOAの異性体とその塩及びPFOA関連物質に関するスケジュール〉
令和6年7月頃　改正政令公布、一部施行（審議会への意見聴取等）
令和6年9月頃　一部施行（PFOAの異性体とその塩の第一種特定化学物質への指定）
令和7年1月頃　全面施行（PFOA関連物質の第一種特定化学物質への指定、輸入禁止製品等の指定）

〈PFHxS関連物質に関するスケジュール〉
令和6年6月　　3省合同会合における第一種特定化学物質の指定に係る審議
令和6年7月以降　3省合同会合における輸入禁止製品等に係る審議
令和6年冬以降　　TBT通報、化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント
令和７年以降　　3省合同会合におけるPFHxS関連物質の指定に係る審議
　　改正政令、PFHxS関連物質の指定に係る省令の公布
　　改正政令、省令の施行

〈メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328に関するスケジュール〉
令和6年夏以降　TBT 通報、化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント
令和6年冬以降　改正政令公布
令和7年以降　　政令施行　①第一種特定化学物質への指定
　　②輸入禁止製品の指定

第二種特定化学物質の新たな指定

○NPE（α－（ノニルフェニル）－ω－ヒドロキシポリ（オキシエチレン））は、平成23年に優先評価化学物質に指定され、３省合同審議会※において、生態影響の観点でのリスク評価が行われてきた。その結果を踏まえ、令和５年度９月の３省合同審議会で、第二種特定化学物質に指定することが適当との結論が出された。第二種特定化学物質の指定に伴う具体的な措置は以下のとおり。

- NPEを製造・輸入する事業者に対しては、事前の製造輸入予定数量の届出及び事後の実績数量の届出義務を課す。
- NPEの取扱い事業者に対しては、環境の汚染を防止するために取るべき措置に関する技術上の指針の遵守及び表示の義務を課す。

○ また、NPEの第二種特定化学物質への指定に加え、NPEが使用されている製品への措置として、環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針の遵守及び表示の義務が課される製品に、NPEが使用されている水系洗浄剤を指定する予定。

※薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

（政令等改正スケジュール）

令和６年　６月以降　TBT通報、化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント
令和６年　夏以降　　改正政令公布
　　技術上の指針、表示の義務にかかる告示公布
令和７年　春以降　　施行（改正政令、技術上の指針、表示義務にかかる告示）

NPEの 化学構造式	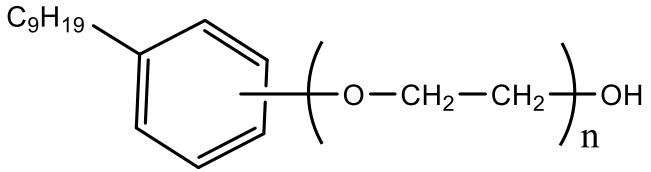

監視化学物質の製造・輸入数量の推移

（単位：ｔ）

通し番号	官報公示名称	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
7	テトラフェニルスズ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	１，３，５－トリ－ｔｅｒｔ－ブチルベンゼン	0	－	－	－	－	－	0	0	－	－
11	ポリブロモビフェニル（臭素数が２から５のものに限る。）	6	0	0	1	2	1	2	6	9	5
15	ジイソプロピルナフタレン	5	2	1	1	3	3	5	5	9	3
18	２，４－ジ－ｔｅｒｔ－ブチル－６－（５－クロロ－２Ｈ－１，２，３－ベンゾトリアゾール－２－イル）フェノール	0	－	－	－	－	－	0	0	0	0
21	水素化テルフェニル	111	197	267	204	71	42	213	111	141	92
22	ジベンジルトルエン	1181	1,035	500	1,111	790	724	1,065	1,180	1,045	837
24	Ｎ，Ｎ－ジシクロヘキシル－１，３－ベンゾチアゾール－２－スルフェンアミド	1,124	1,901	1,438	1,351	1,463	1,524	1,488	1,124	1,521	1,420
25	２－（２Ｈ－１，２，３－ベンゾトリアゾール－２－イル）－６－ｓｅｃ－ブチル－４－ｔｅｒｔ－ブチルフェノール	－	－	－	－	－	4	3	－	－	－
27	ペルフルオロ（１，２－ジメチルシクロヘキサン）	0	－	－	－	－	－	－	0	0	－
28	２，２'，６，６'－テトラ－ｔｅｒｔ－ブチル－４，４'－メチレンジフェノール	39	66	85	65	60	48	63	39	25	23
34	ペルフルオロヘプタン	－	0	－	－	－	－	0	－	－	－
36	２，２，３，３，４，４，５－ヘプタフルオロ－５－（ペルフルオロブチル）オキソラン又は２，２，３，３，４，５，５－ヘプタフルオロ－４－（ペルフルオロブチル）オキソラン	－	－	－	－	－	0	0	－	0	0
37	４－ｓｅｃ－ブチル－２，６－ジ－ｔｅｒｔ－ブチルフェノール	0	－	－	－	－	－	－	0	0	－
38	１，４－ビス（イソプロピルアミノ）－９，１０－アントラキノン	1	4	3	0	0	1	1	1	2	0
40	２，２，４，４，６，６，８，８－オクタメチル－１，３，５，７，２，４，６，８－テトラオキサテトラシロカン（別名オクタメチルシクロテトラシロキサン）						41,810	22,804	38,976	41,957	32,981
41	２，２，４，４，６，６，８，８，１０，１０，１２，１２－ドデカメチル－１，３，５，７，９，１１－ヘキサオキサ－２，４，６，８，１０，１２－ヘキサシラシクロドデカン（別名ドデカメチルシクロヘキサシロキサン）						1,562	1,175	1,511	316	545

（注）監視化学物質：　難分解かつ高蓄積性で毒性不明のもの。
表中「―」は　届出なし
平成25年度以降届出がないもの及び第一種特定化学物質になったものを除く。

第二種特定化学物質の出荷数量の推移

実績年度	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	四塩化炭素
S63	57,922	45,483	7,736
H１	46,201	42,760	6,904
H２	36,762	37,554	6,492
H３	34,546	30,059	6,420
H４	34,546	30,009	6,127
H５	35,002	28,727	3,681
H６	34,541	27,892	1,747
H７	34,084	24,648	658
H８	34,396	23,159	89
H９	34,394	21,200	70
H10	33,176	17,585	37
H11	33,340	16,787	44
H12	31,925	14,089	27
H13	27,634	11,153	37
H14	24,863	11,148	29
H15	23,537	10,397	22
H16	22,233	9,191	22
H17	21,889	8,683	30
H18	18,351	7,013	27
H19	18,020	6,270	40
H20	14,284	5,198	20
H21	12,971	5,200	16
H22	13,142	5,703	17
H23	12,437	4,618	18
H24	11,628	4,391	15
H25	12,507	5,392	15
H26	10,452	4,253	0
H27	10,465	3,900	0
H28	9,925	3,202	0
H29	9,540	3,310	0
H30	9,346	2,820	0
R１	10,320	2,554	0
R２	7,320	1,962	0
R３	8,888	2,313	0
R４	7,988	1,919	0

第二種特定化学物質の出荷数量（輸出又は中間物向け以外）の推移（単位：ｔ）

○現在、製造・輸入数量の合計１トン以上あったと報告された物質は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素。

○このうち、輸出及び中間物向け以外の用途で国内へ１トン以上出荷された物質は、トリクロロエチレンとテトラクロロエチレンであり、いずれも緩やかな減少傾向にある。

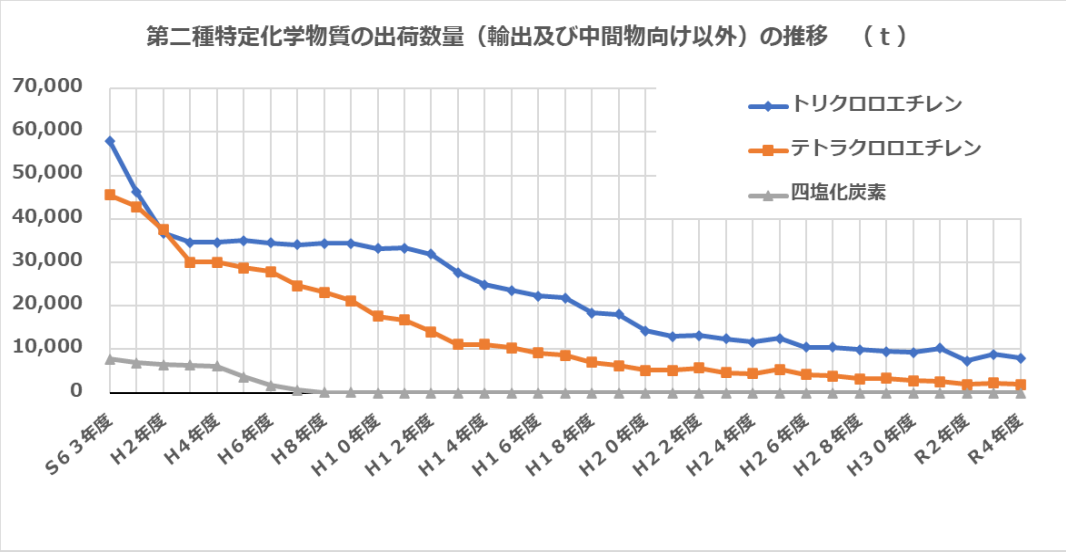

（＊）第二種特定化学物質について
・人への長期毒性又は生活環境動植物への長期毒性あり
・相当広範囲な地域の環境において相当程度残留していると見込まれること等により、人又は生活環境動植物へのリスクあり
・指定物質数：２３物質
・製造輸入数量（予定および実績）、用途等の届出義務、必要に応じて予定数量の変更命令、政令指定製品の表示義務 等